

議第2号議案

特別委員会の委員の定数の変更

特別委員会の委員の定数を次のように変更する。

令和2年5月15日提出

市会運営委員会

委員長 関 勝 則

## 特別委員会の委員の定数の変更

特別委員会の委員の定数を次のように変更する。

基地対策特別委員会の委員の定数「14人」を「15人」に、郊外部再生・活性化特別委員会の委員の定数「15人」を「14人」に変更する。

### 提 案 理 由

特別委員会の委員の定数を変更したいので提案する。

委員会の名称	付 議 事 件	委員定数	委員長及び副委員長	期 間
大 都 市 行財政制度 特別委員会	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	議 会 閉 会 中 も 審 査 を 行 い 、 そ の 終 了 ま で 継 続 す る 。
基 地 対 策 特別委員会	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。	15人 <hr/> 14人	委員長 1人 副委員長 2人	
減災対策推進 特別委員会	減災及び防災対策の推進に関すること。	15人	委員長 1人 副委員長 2人	
新 た な 都市活力推進 特別委員会	オープンイノベーション等による企業支援や誘致促進、グローバル都市の実現、文化芸術創造都市や観光・MICEの推進等に関すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	
健康づくり・ スポーツ推進 特別委員会	運動による介護予防等あらゆる世代の健康づくり及び大規模スポーツイベント開催やスポーツ関連施設の整備等スポーツの振興に関すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	
郊外部再生・ 活 性 化 特別委員会	都市の成長の基盤を支える魅力と活力ある郊外部のまちづくりに関すること。	14人 <hr/> 15人	委員長 1人 副委員長 2人	

横浜市会委員会条例（抜粋）

（特別委員会の設置等）

第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。

2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。